

廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反に係る告発について

1 被告発人

(1) 住 所 兵庫県姫路市広畑区西夢前台八丁目5番地

名 称 せいりんこうぎょう
成 臨 興 業 株式会社

(2) 住 所 兵庫県姫路市広畑区西夢前台八丁目5番地

氏 名 いわた たかしげ
岩 田 孝 成

2 告発人

姫路市長 清元 秀泰

3 告発日

令和2年7月3日(金)

4 告発の理由

平成26年6月4日に行った、法第15条の2の7の規定による改善命令に対し命令内容が履行されず、法第26条第2号及び法第32条第1項第2号の規定に該当するため。

改善命令の履行期限である平成30年1月31日までの間とその後において、廃棄物を一部撤去したものの、平成31年2月28日以降において搬出は行われず、また令和2年1月31日付けで本市が改善命令の履行に関する文書指導を発したものの、当該命令で指示した産業廃棄物の撤去が見込まれないため。

5 改善命令(平成26年6月4日)措置事項抜粋

「埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量を平成21年1月30日付けで産業廃棄物処理施設の変更許可を受けた埋立地の面積及び埋立容量である53,637㎡及び556,595㎡に改善し、(略)その履行の一部として、埋立地以外の場所に埋設されている産業廃棄物1,076㎡及び平成25年7月12日付姫産廃第12号で発令した施設改善命令により埋立地に搬入された産業廃棄物17,463㎡について撤去し、適正に処理すること。」

【参考】

(1) 施設所在地：姫路市打越字西宮ヶ谷1338番地1の一部他26筆(平成21年1月30日変更許可時点)

- (2) 許可施設：安定型産業廃棄物最終処分場
- (3) 許可を受けた埋立容量：556,595 m³
- (4) 許可を超過した産業廃棄物埋立容量：106,058 m³
- (5) 改善命令（撤去）対象産業廃棄物量：18,539 m³
(1,076 m³+17,463 m³)
- (6) 改善命令履行期限：平成30年1月31日
- (7) 根拠法令：法第15条の2の7第1号に該当する。
- (8) その他：平成26年6月4日付けで、産業廃棄物処分業及び産業廃棄物処理施設の許可を取り消している。

6 施設等の経緯

昭和63年 3月31日	産業廃棄物処理施設（最終処分場）の設置
平成21年 1月30日	最終処分場の変更許可（埋立容量 555,000 m ³ → 556,595 m ³ ）
平成26年 6月 4日	許可を受けた埋立容量を106,058 m ³ 超過していることが確認されたため、産業廃棄物処分業及び産業廃棄物処理施設設置の許可の取消し及び産業廃棄物処理施設の改善命令を发出

7 成臨興業株式会社の搬出実績

H30（2018年）1月31日	10 t（6.8 m ³ ）
H30（2018年）2月1日～5日	29 t（19.6 m ³ ）
<u>H31（2019年）2月26日～27日</u>	<u>19 t（12.8 m³）</u>
計	58 t（39.2 m ³ ）

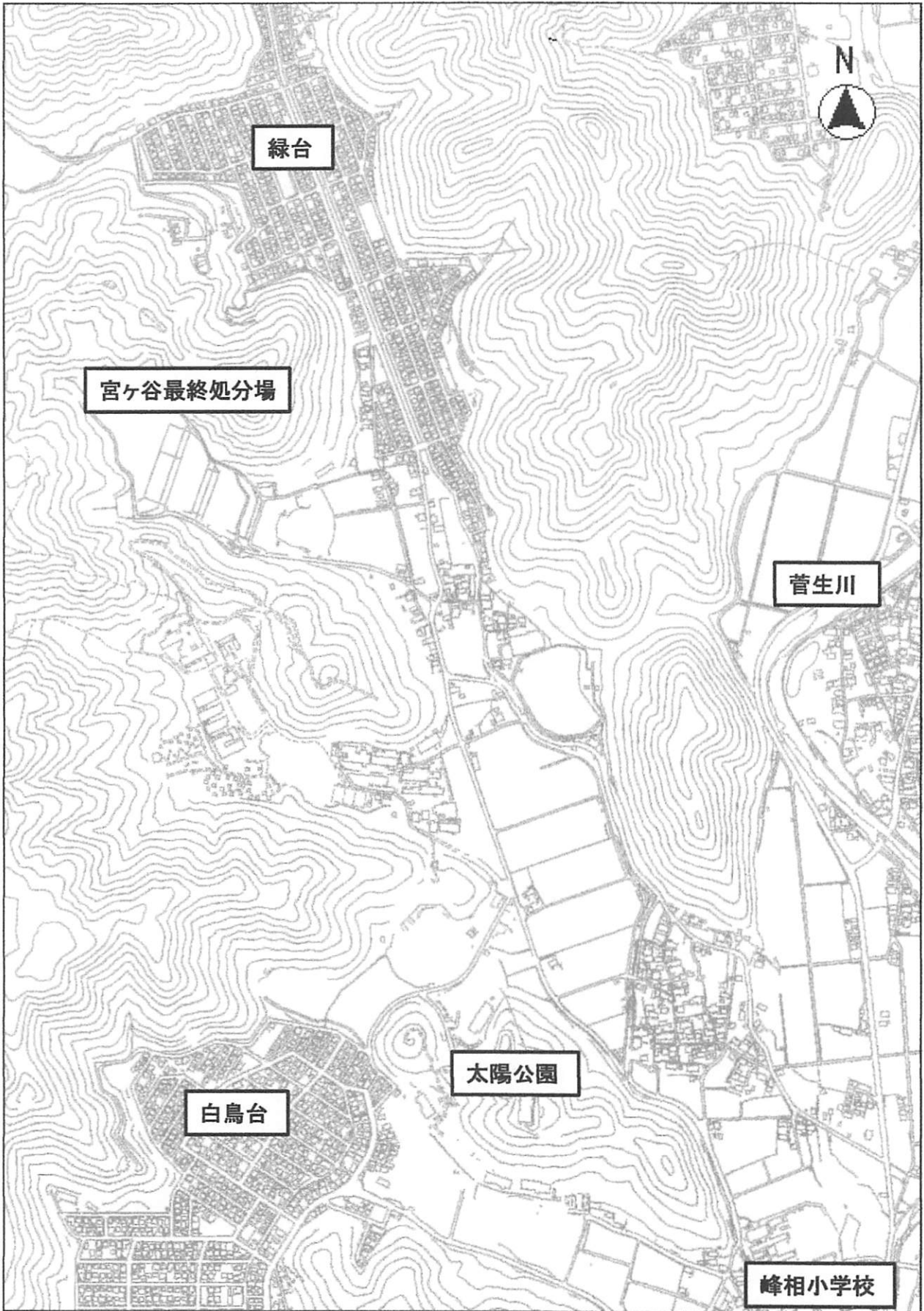
*最終処分業者受入重量（1 m³あたり1.48 tで換算）

8 罰則

法第26条第2号（及び同法第32条第1項第2号：両罰規定）、3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金、又はこれを併科する。

9 参考

改善命令違反にかかる公訴時効は3年と定められており、公訴期限は令和3年1月31日である。



縮尺 1 : 10000

